

徹底しよう 改善基準告示の遵守！

「改善基準告示」とは、労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的として、自動車運転者の拘束時間や運転時間、休息期間等を定めたものです。

拘束時間

1日 原則
13時間以内

休息期間

継続 8 時間以上

運転時間

2日平均で1日当たり
9 時間以内

連続運転時間
4 時間以内

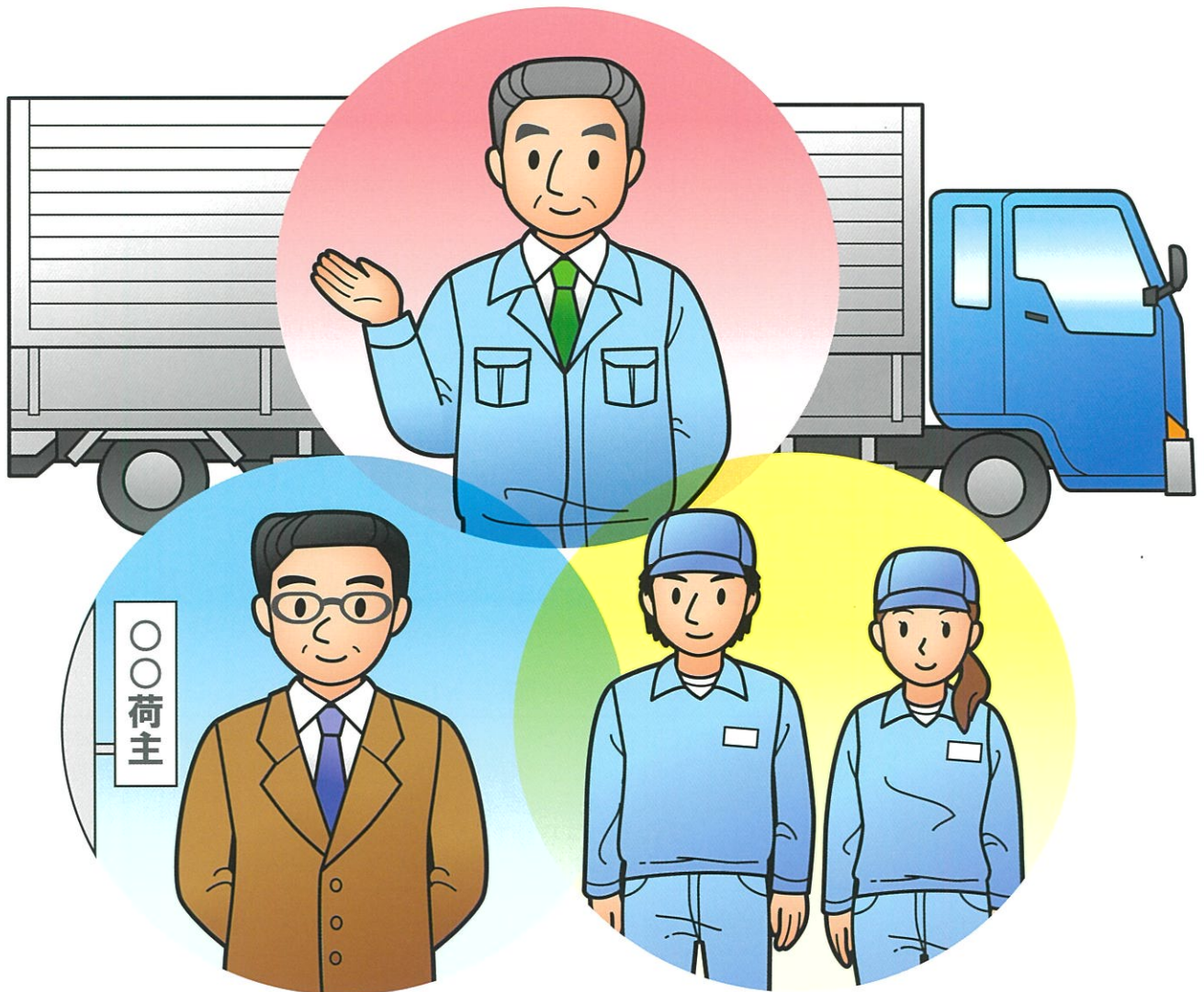


わたくしたちと交通の安全のために

※「改善基準告示」とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいい、詳しい内容はこの告示を参照してください。

わたくしたちと交通の安全のために

事業者、運転者、荷主の三位一体で
改善基準告示を遵守しよう！



「改善基準告示」とは、
「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」
(平成元年労働省告示第7号)をいい、
労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的として、
自動車運転者の「拘束時間」、「運転時間」、「休息期間」等を
定めたものです。詳しい内容は裏面をご参照ください。

改善基準告示の概要

項 目	改 善 基 準 告 示 の 内 容	
拘 束 時 間	1か月 293 時間 (労使協定があるときは、1年のうち6か月までは、1年についての拘束時間が3,516 時間を超えない範囲において320 時間まで延長できる。) 1日 原則 13 時間 最大 16 時間 (15 時間超えは1 週間について2 回以内)	
運 転 時 間	2日を平均して1日当たり9 時間 2 週間平均で1 週間当たり44 時間 連続運転時間は4 時間以内 (運転の中断は1 回連続10 分以上、かつ、合計30 分以上の運転の中断が必要)	
休 息 期 間	継続8 時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。	
拘束時間・休息期間の特例	休息期間分割の特例	業務の必要上、勤務の終了後継続した8 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合に限り、当分の間1 日において1 回当たり継続4 時間以上の分割休息で合計10 時間以上でも可 (一定期間 (原則として2 週間から4 週間程度)における全勤務回数数の1/2 の回数が限度)。 ただし、フェリー乗船時には適用しない。
	2人乗務の特例	2人乗務 (車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る) 1日の最大拘束時間を20 時間まで延長可、休息期間は4 時間まで短縮可。
	隔日勤務の特例	2 暦日における拘束時間は21 時間を超えないこと。 事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4 時間以上の仮眠時間を与える場合は、2 週間について3 回を限度に2 暦日における拘束時間を24時間まで延長可 (2 週間の総拘束時間は126時間 (21 時間×6 勤務) まで)。 勤務終了後に継続20 時間以上の休息期間を与えること。
	フェリー乗船の特例	勤務の途中においてフェリーに乗船する場合、乗船時間は原則として休息期間として取り扱い、休息期間8 時間 (2人乗務の場合4 時間、隔日勤務の場合20 時間) から減ずることができる。 ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの時間の1/2 を下回ってはならない。
時 間 外 労 働	一定期間は2 週間及び1 か月以上3 か月以内の期間を協定。	
休 日 労 働	2 週間に1 回以内、かつ、1 か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内。	
労働時間の取扱い	労働時間は拘束時間から休憩時間 (仮眠時間を含む) を差し引いたもの。事業場外の休憩時間は、仮眠時間を除き3 時間以内。	
休 日 の 取 扱 い	休日は休息期間に24 時間を加算した期間。 いかなる場合であっても30 時間を下回ってはならない。	
適 用 除 外	緊急輸送、危険物輸送等の業務については、厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外。	